

改正案	現行
(業務及び定員) 第二条 (略) 2 入所者の定員は、六十人とする。 (利用期間) 第四条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）の利用期間は、二年とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、援護の実施機関と協議のうえ、その期間を短縮し、又は延長することができる。	(業務及び定員) 第二条 (略) 2 入所者の定員は、百人とする。 (利用期間) 第四条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）の利用期間は、二年とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、援護の実施機関（以下「援護の実施機関」という。）と協議のうえ、その期間を短縮し、又は延長することができる。